

都市計画法施行規則第53条に関する事項について

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の規定に基づき、施行者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供する措置を講じた事項は、下記のとおりです。

■第53条第1項に基づく都市計画事業の施行について周知させるための措置

都市計画事業名称	第53条第1項に基づく掲載
	掲載内容
東京都市計画道路事業 都市高速道路外郭環状線	別添1のとおり
狭山都市計画道路事業 1・4・1号 首都圏中央連絡道路	別添2のとおり
宇都宮都市計画道路事業 1・5・1号 大谷スマートインターチェンジ上り線 1・5・2号 大谷スマートインターチェンジ下り線 7・7・101号 大谷スマートインターチェンジ側道 1号線 7・7・102号 大谷スマートインターチェンジ側道 2号線 7・7・103号 大谷スマートインターチェンジ側道 3号線 7・7・104号 大谷スマートインターチェンジ側道 4号線 7・7・105号 大谷スマートインターチェンジ側道 5号線 7・7・109号 中丸野沢線	別添3のとおり
草加都市計画道路事業 1・3・2号 高速外環状道路	別添4のとおり
市川都市計画道路事業 1・3・3号北千葉道路一号線 3・1・4号稻越国府台線 3・1・5号大町線	
松戸都市計画道路事業 1・3・2号北千葉道路一号線 3・1・3号高塚新田線	別添5のとおり
市川都市計画道路事業 1・2・2号高速外かく環状線	
足利佐野都市計画道路事業 1・3・1号 北関東横断道路	別添6のとおり

お知らせ

都市計画法第六十二条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日付で東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線について、都市計画事業の承認及び認可の告示がなされ、都市計画法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、令和三年三月三十一日付で同都市計画事業の事業計画の変更の承認及び認可の告示があつたので、都市計画法第六十六条の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

国土交通大臣
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社

1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業 都市高速道路外郭環状線

2 施行者の名称
国土交通大臣
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社

3 事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所

東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号T Eビル七階

東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所
中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所

東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエアタワー七階

4 事業地の所在

(1) 収用の部分
東京都世田谷区喜多見六丁目並びに大蔵五丁目及び六丁目並びに喜多見三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目並びに給田五丁目並びに北烏山五丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに同都調布市緑ヶ丘一丁目並びに同都三鷹市新川一丁目、二丁目及び四丁目並びに北野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに牟礼二丁目並びに同都練馬区関町南一丁目並びに上石神井南町並びに石井町八丁目並びに三原台三丁目並びに東大泉二丁目並びに大泉町二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内

(2) 使用の部分

東京都世田谷区喜多見六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目並びに同都狹江市東野川三丁目及び四丁目並びに同都調布市入間町二丁目並びに東つつじヶ丘一丁目、二丁目及び三丁目並びに若葉町一丁目並びに仙川町二丁目並びに緑ヶ丘一丁目並びに同都三鷹市中原一丁目並びに新川一丁目並びに北野一丁目及び二丁目並びに牟礼一丁目及び二丁目並びに井の頭一丁目及び二丁目並びに同都杉並区久我山四丁目並びに西荻北四丁目並びに善福寺一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに同都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、四丁目及び五丁目並びに吉祥寺東町四丁目並びに同都練馬区関町南一丁目及び二丁目並びに上石神井南町並びに上石神井一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石井町七丁目及び八丁目並びに東大泉一丁目、二丁目及び五丁目地内

5 事業施行期間

平成二十六年三月二十八日～令和十三年三月三十日

平成二十六年三月二十八日（一部の事業地においては平成二十七年六月二十六日）以後は事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、区市長の許可が必要になります。また、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出なければならない等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。

なお、この事業に関する関係図面は、世田谷区都市計画課、狹江市まちづくり推進課、調布市街づくり事業課、三鷹市まちづくり推進課、杉並区都市整備部管理課、武蔵野市まちづくり推進課及び練馬区計画課で縦覧ができます。

その他ご不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。また、用地補償等については、左記連絡先にパンフレットを用意していますので参考にしてください。

（事業概要に関する場合） 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所 電話〇一二〇一三四一一四九一

東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所 電話〇一二〇一八六一一三〇五

中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所 電話〇一二〇一〇一六一二八五

（用地補償に関する場合） 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所 電話〇一二〇一五二一六八五

東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所 電話〇一二〇一八六一一三〇五

中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所 電話〇一二〇一〇一六一二八五

お 知 ら せ

東日本高速道路株式会社

都市計画法第六十二条第一項の規定により、令和三年七月六日付で狭山都市計画道路事業 一・四・一号首都圏中央連絡道路について、都市計画事業の認可の告示があつたので、都市計画法第六十六条の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

1 都市計画事業の種類及び名称
狭山都市計画道路事業 一・四・一号首都圏中央連絡道路

2 施行者の名称
東日本高速道路株式会社

3 事務所の所在地
東日本高速道路株式会社関東支社さいたま工事事務所
埼玉県さいたま市岩槻区加倉二六〇

4 事業地の所在

(1) 収用の部分
埼玉県狭山市大字笛井地内

(2) 使用の部分
なし

5 事業施行期間 令和三年七月六日～令和九年三月三十一日

令和三年七月六日以後は事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易ではない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、市長の許可が必要になります。また、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出なければならない等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。

なお、この事業に関する関係図面は、狭山市都市建設部都市計画課で縦覧ができます。

その他ご不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。また、用地補償等については、左記連絡先にパンフレットを用意していますので参考にしてください。

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を以下の通り施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

1. 都市計画道路事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域
宇都宮市 東日本高速道路株式会社	宇都宮都市計画道路事業 1・5・1号 大谷スマートインターチェンジ上り線 1・5・2号 大谷スマートインターチェンジ下り線 7・7・101号 大谷スマートインターチェンジ側道 1号線 7・7・102号 大谷スマートインターチェンジ側道 2号線 7・7・103号 大谷スマートインターチェンジ側道 3号線 7・7・104号 大谷スマートインターチェンジ側道 4号線 7・7・105号 大谷スマートインターチェンジ側道 5号線 3・5・109号 中丸野沢線	栃木県宇都宮市宝木町二丁目字山崎 並びに駒生町字松原、字三斗蒔及び 字中道地内

案内図



2. 土地建物等の有償譲渡について

- (1) 令和元年9月6日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は次の事項を施行者に届けなければなりません。
 - (イ) 当該土地建物等
 - (ロ) その予定対価の額
(予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額)
 - (ハ) その他事項
(提出書の提出先は、宇都宮市建設部道路建設課)
- (2) (1)の提出物を提出した後30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買い取る旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買が成立したものとみなされます。
- (3) この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を譲り渡しません。
- (4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。
3. この事業の補償等については、土地収用法が適用されます。
下記連絡先にパンフレットを用意していますので参考にしてください。
4. この事業用地についてのお問い合わせは下記へ願います。
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市建設部 道路建設課 TEL 028-632-2501 (事業、工事について)
建設用地室 TEL 028-632-2507 (用地取得、補償等について)

令和元年9月25日 宇都宮市告示 第332号 宇都宮市長

お 知 ら せ

東日本高速道路株式会社

都市計画法第六十二条第一項の規定により、令和六年七月十九日付で草加都市計画道路事業一・三・二号高速外環状道路について、都市計画事業の認可の告示があつたので、都市計画法第六十六条の規定に基づき、次とのとおりお知らせいたします。

1 都市計画事業の種類及び名称
草加都市計画道路事業一・三・二号高速外環状道路

2 施行者の名称
八潮市
東日本高速道路株式会社

3 事務所の所在地

八潮市役所
埼玉県八潮市中央一丁目二番地一

東日本高速道路株式会社関東支社さいたま工事事務所
埼玉県さいたま市岩槻区加倉二六〇

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

埼玉県八潮市大字八條字入谷及び字白鳥地内

(2) 使用の部分
なし

5 事業施行期間 令和六年七月十九日～令和十三年三月三十一日

令和六年七月十九日以後は事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易ではない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、市長の許可が必要になります。また、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出なければならぬ等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。

なお、この事業に関する関係図面は、八潮市都市整備部北部拠点整備課で縦覧ができます。

その他「不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。

八潮市都市整備部北部拠点整備課

電話 ○四八（九九六）一一一（代）

東日本高速道路株式会社関東支社さいたま工事事務所
電話 ○四八（七四九）九六二〇（代）

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を、下記のとおり施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

1 都市計画道路事業

施 行 者	種類及び名称	事業施行地域
足利市 東日本高速道路株式会社	足利佐野都市計画道路事業 1・3・1号 北関東横断道路	栃木県足利市五十部町字内郷並びに 山下町字向山、字平石及び字山王地内



2 土地建物等の有償譲渡について

- (1) 令和7年2月22日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、次の事項を施行者に届けなければなりません。
 - (イ) 当該土地建物等
 - (ロ) その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額）
 - (ハ) 当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方
- (二) その他事項
(届出書の提出先は、足利市役所都市政策課)
- (2)(1)の届出書を提出した後30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買い取る旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額に相当する金額で施行者と売買が成立したものとみなされます。
- (3) この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を譲り渡しません。
- (4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。

この事業用地についてのお問い合わせは下記へ願います。

【お問い合わせ先】

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 足利市役所都市政策課 TEL 0284-20-2167

令和7年2月14日 足利市長